

令和7年度版／令和6年度決算

少額短期保険 ハウスガードの現状

HOUSE GUARD
DISCLOSURE
2025



少額短期保険
ハウスガード株式会社

はじめに

この度、当社の経営方針をはじめ事業概況、財務状況等についてご説明するために、令和7年度版／令和6年度決算「少額短期保険ハウスガードの現状」を作成いたしました。当社の現状についてご理解いただく上で、お役立ていただければ幸いです。

※本誌は保険業法第272条の17および同施行規則第211条の37にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。

トップメッセージ



平素より、皆さまには少額短期保険ハウスガードへ格別のお引き立てを賜り、厚くお礼を申し上げます。

当社は、大東建託株式会社を株主とする大東建託グループの少額短期保険業者として、賃貸住宅入居者様向け総合保険の「新リバップガードα」、および、賃貸住宅オーナー様向け賃貸住宅経営あんしん保険の「オーナーズガード」を販売しております。

創業以来「少額短期保険を通じ、お客様に確かな安心をご提供し、みなさまから常に信頼され、社会に貢献する企業」を目指し、日々の経営・業務に取り組んでいます。

近年においては、お客さまを取り巻くリスクやライフスタイルが多様化しています。私たちはこの変化を的確に捉え、デジタル技術等を活用した利便性の高いサービス提供はもちろんのこと、お客さまから頂戴する声を大切にし、お客さまの日常生活に「確かな安心」をお届けできるよう、より一層努めてまいります。

これらの取り組みに加えて、法令遵守や従業員の育成・教育に力を注ぎ、少額短期保険が持つ身近さや手軽さを最大限活かした商品と質の高いサービスの提供を通じて、お客さまから更なる安心と信頼を得られる企業を目指します。

また、お客さまからの信頼を第一に、健全な経営体制を維持し、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

そして、大東建託グループのパーパスである「託すをつなぎ、未来をひらく。」の想いを胸に、あらゆる人々が、安心できる「くらし」を少額短期保険事業を通じて提供してまいります。

役職員一同、たゆまぬ努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 7 月 少額短期保険ハウスガード株式会社
代表取締役 白井 孝和

目 次

I.概況および組織に関する事項

1.会社概要	2
2.会社の沿革	2
3.経営の組織	2
4.株式の状況	3
5.役員の状況	3

II.主要な業務の内容

1.取扱商品	4
2.保険募集の体制	5
3.保険金支払と損害サービス	6
4.再保険の状況	6

III.主要な業務に関する事項

1.直近の事業年度における業務の概況	7
2.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	8
3.直近の2事業年度における業務の状況	9

IV.運営に関する事項

1.顧客本位の業務運営に関する方針と取組状況	12
2.リスク管理態勢	14
3.法令遵守の体制	15
4.反社会的勢力対応	16
5.マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針	16
6.お客さまの声対応方針	17
7.個人情報の取扱い	18

V.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1.計算書類等	24
2.保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(SM比率)	30
3.取得価額または契約価額、時価および評価損益	30
4.計算書類の会計監査人の監査	30

I.概況および組織に関する事項

1. 会社概要

(令和7年3月31日現在)

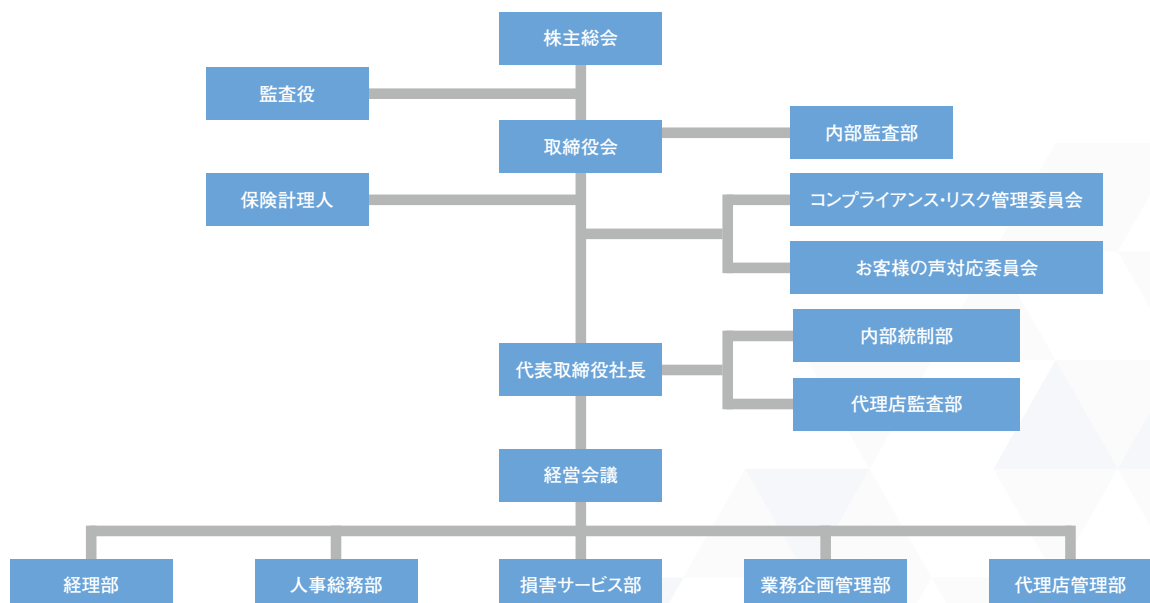
商 号	少額短期保険ハウスガード株式会社
設 立	平成26年4月1日
資 本 金	2.5億円
資本準備金	2.5億円
本社所在地	東京都港区港南2丁目16番1号
従 業 員 数	22名

2. 会社の沿革

平成26年 4月	少額短期準備ハウスガード株式会社設立
平成26年 9月	少額短期保険業者として、関東財務局登録完了 「関東財務局長(少額短期保険)第66号」
平成26年 9月	少額短期保険ハウスガード株式会社に商号変更
平成26年 12月	「賃貸住宅入居者向け総合保険(リバップガード)」販売開始
平成27年 8月	「賃貸住宅経営あんしん補償保険(オーナーズガード)」販売開始 「賃貸経営あんしん総合保険(オーナーズプロテクター)」販売開始
平成29年 6月	「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(新リバップガード)」販売開始
令和 3 年 7月	「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(新リバップガードα)」販売開始

3. 経営の組織

(令和7年4月1日現在)



4. 株式の状況

(令和7年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数 200,000株

発行済株式の総数 50,000株

(2) 株主数

1名

株主名：大東建託株式会社

所有株式数：50,000株 持株比率：100%

5. 役員の状況

(令和7年3月31日現在)

役 名	氏 名	主な兼務先
代表取締役社長	白井 孝和	
取 締 役	麻喜 博人	
取 締 役	守 義浩	大東建託株式会社 取締役 常務執行役員 不動産事業本部長 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役社長 JustCo DK Japan株式会社 CEO 大東建託リーシング株式会社 取締役 ハウスリーブ株式会社 取締役 ハウスペイメント株式会社 取締役
取 締 役	松川 泰三	大東建託株式会社 執行役員 大東建託パートナーズ株式会社 常務取締役 ハウスコム株式会社 取締役 株式会社キマルーム 取締役
監 査 役	杉江 廣之	大東建託パートナーズ株式会社 常勤監査役
監 査 役	林 誠一郎	大東建託パートナーズ株式会社 非常勤監査役 大東建託リーシング株式会社 非常勤監査役

麻喜 博人氏、松川 泰三氏は、令和7年3月31日に辞任いたしました。

杉江 廣之氏は、令和7年6月27日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって任期途中で辞任いたしました。

令和7年3月31日の臨時株主総会決議により、白井 謙一氏が取締役を選任され、加藤 雅俊氏が監査役を選任され、令和7年4月1日に就任いたしました。

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 取扱商品

当社は、少額短期保険業者として、現在次の商品を取り扱っています。

「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(新リバップガードα)」

＜商品の概要＞

- ・賃貸住宅にお住まいの方専用の総合保険です。
- ・賃貸住宅にお住まいの方に必要な「家財の補償」、「費用の補償」、「賠償責任の補償」をセットし、保険料のお支払いは、クレジットカード払、口座振替払、コンビニエンスストア払、銀行振込払の中から契約者のご希望に応じた方法をお選びいただけます(申込時に現金のご用意は不要です)。
- ・被災時特別費用保険金の新設…被災時の避難・転居費用等に対する保険金(事故時諸費用保険金 家財損害額の30%)に不足が出た場合、20万円を限度に不足分を補償します。
- ・電車等運行不能賠償補償の新設…電車等を運行不能にさせてしまった際の損害賠償について1,000万円を限度に補償の対象とします。
- ・賃貸住宅内での入居者死亡による損害について、入居者の相続人が保険金を請求できない事情がある場合には、約款の規定に従って賃貸人(損害賠償請求権者)が借家人賠償責任保険金を請求できます。
- ・お客さまのスマートフォンにて保険加入および保険料払込の手続きが簡単にできる機能や法人等のお客さまが保険料を銀行振込で払い込む場合、払込の猶予期間が適用されるなど、お客さまの利便性をたかめています。
- ・カギや水回りのトラブルは、24時間・365日のレスキューサービスも無料(30分以内の応急修理に要する作業料・出張料)でご利用いただくこともできます。

「賃貸住宅入居者向け総合保険(リバップガード)」

＜商品の概要＞

- ・賃貸住宅にお住まいの方専用の総合保険です。
- ・新商品の発売に伴い、現在新規の販売は行っておりません。更新契約のみの取り扱いとなっております。

「賃貸住宅経営あんしん補償保険(オーナーズガード)」

＜商品の概要＞

- ・大東建託パートナーズ株式会社が管理する賃貸住宅のオーナー様専用の保険です。
- ・賃貸住宅が事故により損害を受け、その結果生じた家賃の損失および賃貸住宅戸室内での入居者死亡により生じた費用を補償するオーナー様向けの保険です。

「賃貸経営あんしん総合保険(オーナーズプロテクター)」

＜商品の概要＞

- ・賃貸住宅のオーナー様を対象として、賃貸住宅が事故により損害を受け、その結果生じた家賃損失の補償と賃貸住宅戸室内での入居者死亡により生じた費用の補償をセットした保険です。



2. 保険募集の体制

(1) 保険募集の方法

当社は、当社と代理店委託契約を締結した全国の不動産会社代理店を通じて、賃貸住宅の入居者様に「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(新リバップガードα)」を、賃貸住宅のオーナー様に「賃貸経営あんしん総合保険(オーナーズプロテクター)」を販売しております。また、当社代理店である大東建託パートナーズ株式会社が管理する賃貸住宅のオーナー様に「賃貸住宅経営あんしん補償保険(オーナーズガード)」を販売しております。

(2) 代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、保険取扱者が、少額短期保険の募集をするためには、「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。

当社は所定の基準を満たし、上記手続きを完了した代理店を通じて、保険を販売しております。

(3) 代理店の教育・管理・指導

当社では保険募集人が適切な保険募集を行えるように、コンプライアンス・保険商品・事務処理・お客さま対応等に関するマニュアルを作成し、代理店に対し、委託前に事前教育を実施しております。委託後においてもコンプライアンスや代理店の体制整備等について、オンラインで行う代理店向け勉強会(年4回)や募集人研修を実施して教育を継続しております。また、日常の面談、各種モニタリング調査・書面監査での業務運営状況の確認や、代理店登録・届出事項点検の定期的な実施等を通じて、代理店の管理・指導を行い、適正な保険募集態勢の維持・管理に努めています。

(4) 勧誘方針

当社では次のとおり勧誘方針を定めています。

勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めます。

1. 保険法、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めます。
2. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めます。
3. お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めます。
4. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮します。
5. お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理します。
6. お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かします。
7. 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めます。
8. 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めます。



3. 保険金支払と損害サービス

保険金の支払いは、保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であると認識し、公平・迅速・適正な保険金の支払いが行われるよう、「保険金支払を適切に行うための態勢整備・確立に関する方針」を策定し、以下の態勢で業務を遂行しております。

(1) 損害サービスの基本的方針

当社は、すべてのお客さまに対し、当社の支払い責任および説明責任を果たし、保険契約者等ならびに相手方の保護に十分留意した保険金支払態勢の整備・確立に向けて不断の取組を行います。

(2) 適正な保険金支払のための態勢

- ・保険募集時において、重要事項の説明ならびに契約者の意向確認を確実にし、補償内容や保険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- ・保険金支払管理規程・業務に係わる要領・マニュアルを定め、保険金の支払い・不払い・請求取り下げ・支払漏れや履行期超過の防止を行うための実務手順を確立しています。

(3) 迅速な保険金支払のための態勢

お客さまから当社に事故のご連絡が入った際に、盗難事故や人身事故など一部対象外とする事案を除き、事故内容およびお客さまの保険金請求意思を確認し、事故発生や損害額を証するものについてもお客さまや修理業者からスマートフォン等で画像を送付いただくペーパーレス方式を実施しています。

4. 再保険の状況

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。



Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概況

当社は、平成26年9月に、大東建託グループの少額短期保険業者（関東財務局長（少額短期保険）第66号）として登録完了、同年12月より営業を開始しました。大東建託グループの賃貸住宅に関わる保険商品として、オーナー様向けの「オーナーズガード」、入居者様向けの「新リバップガードα」を中心に販売しております。

(1) 2024年度の概況

当会計年度の国内経済は、米国の関税政策による貿易摩擦や円高の影響を受け、輸出産業には懸念が見られます。物価上昇が続く中、人手不足が深刻化し、企業は賃上げを進めていますが、原材料費の高騰や経営環境の不透明さが事業運営の負担となっています。さらに、金利上昇により企業の資金調達コストが増加し、投資や設備投資の抑制につながる可能性もあります。景気は持ち直しの動きもあるものの、回復の勢いは鈍く、先行きには慎重な見方が求められます。金融環境の不透明感も引き続き経済のリスク要因となっています。

当業界においては、2024年9月末の中間期末において保有契約件数が1,197万件と順調に成長路線を維持しており、収入保険料も前年同期比で、107%の成長を遂げております。

当社は賃貸住宅入居者様向け総合保険の「新リバップガードα」、および賃貸アパートのオーナー様向け賃貸住宅経営あんしん保険の「オーナーズガード」の販売が順調に推移いたしました。

(2) 2024年度業績

以上により、保険料4,203,253千円に回収再保険金等の再保険収入2,569,063千円を加えた保険料等収入は6,772,316千円となり、資産運用収益およびその他経常収益を加えた当事業年度の経常収益は6,784,102千円となりました。

また、保険金等支払金3,666,711千円、責任準備金等繰入額147,090千円、事業費1,974,694千円にその他経常費用を合計した経常費用は5,788,611千円となりました。

その結果、経常利益は995,490千円、当期純利益は719,229千円となりました。

(3) 対処すべき課題

大東建託グループの少額短期保険業者として、当社グループの賃貸住宅オーナー様と入居者様が、入居時契約から退去に至るまでの間、ご満足いただける快適なサービスがシームレスに受けられるようにグループ内連携を強化してまいります。保険事故発生時には、特に簡単なお手続きで迅速に保険金が支払われるよう態勢整備を進めます。

なお、当期は前期より契約が増加した一方、一部の保険代理店にて不適切な募集が発生してまいりました。管理体制の強化を重点事項としてとらえ、引き続き、お客さまの声に真摯に耳を傾けつつ、コンプライアンスの徹底、業務品質の向上に努めてまいります。



HOUSE GUARD SSI

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円,%,人)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正 味 収 入 保 険 料	884,383	1,034,262	1,132,848
経 常 収 益	5,304,705	6,256,300	6,784,102
保 険 引 受 利 益	646,814	841,857	992,967
経 常 利 益	647,052	841,585	995,490
当 期 純 利 益	455,999	580,301	719,229
正 味 損 害 率	7.4	9.6	7.9
正 味 事 業 費 率	△11.2	△8.8	△7.7
資 本 金 (発 行 済 株 式 総 数)	250,000 (50,000株)	250,000 (50,000株)	250,000 (50,000株)
純 資 産 額	2,086,355	2,666,657	3,385,886
保 険 業 法 上 の 純 資 産 額	2,191,131	2,795,614	3,541,406
総 資 産 額	4,534,341	5,420,073	6,411,420
責 任 準 備 金 残 高	1,153,990	1,327,217	1,474,307
有 価 証 券 残 高	—	—	—
保険金等の支払い能力の充実を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	2,338.5	2,643.1	3,058.1
配 当 性 向	—	—	—
従 業 員 数	16	19	20



3. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	1,034,262	1,132,848
その他	—	—
合計	1,034,262	1,132,848

(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除した金額です。

② 元受正味保険料 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	3,447,387	3,776,486
その他	—	—
合計	3,447,387	3,776,486

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金およびその他返戻金を控除した金額です。

③ 支払再保険料 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	2,413,124	2,643,637
その他	—	—
合計	2,413,124	2,643,637

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除した金額です。

④ 保険引受利益 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	841,857	992,851
その他	—	—
合計	841,857	992,851

(注) 保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除した金額です。

⑤ 正味支払保険金 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	99,317	89,294
その他	—	—
合計	99,317	89,294

(注) 正味支払保険金とは、保険金等から出再契約の回収再保険金を控除した金額です。

⑥ 元受正味保険金 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	331,059	297,647
その他	—	—
合計	331,059	297,647

(注) 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除した金額です。

⑦ 回収再保険金 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
火災	231,741	208,353
その他	—	—
合計	231,741	208,353

(注) 回収再保険金とは、再保険金から再保険割戻を控除した金額です。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金

当該事項はありません。

② 正味損害率及び正味事業費率並びに正味合算率

項 目	令和5年度			令和6年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災	9.6%	△ 8.8%	0.8%	7.9%	△ 7.7%	0.2%
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	9.6%	△ 8.8%	0.8%	7.9%	△ 7.7%	0.2%

(注1) 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

(注2) 正味事業費率＝正味事業費(事業費－再保険手数料)÷正味収入保険料

(注3) 正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率

項 目	令和5年度			令和6年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	11.0%	53.6%	64.6%	7.0%	52.1%	59.1%
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	11.0%	53.6%	64.6%	7.0%	52.1%	59.1%

(注1) 発生損害率＝当期発生保険金等÷当期既経過保険料

(注2) 事業費率＝事業費÷当期既経過保険料

(注3) 合算率＝発生損害率＋事業費率

(注4) 当期発生保険金等＝元受正味保険金＋出再控除前の保険金に係る支払備金積増額

(注5) 当期既経過保険料＝元受正味保険料－出再控除前の未経過保険料積増額－出再控除前の解約返戻金に係る未経過保険料積増額

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	令和5年度	令和6年度
出再先保険会社の数	2社	2社
出再保険会社のうち上位5社の割合	100%	100%

⑤ 支払再保険料の格付けごとの割合

格付区分	令和5年度	令和6年度
Aー以上	100%	100%
BBB以上	—	—
その他	—	—
合計	100%	100%

(注) 格付けはスタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)の格付けを使用しております。

⑥ 未収再保険金の額 (単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
火 災	693,145	738,251
そ の 他	—	—
合 計	693,145	738,251

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		75,688	100.0%	66,541	100.0%
その他		—	—	—	—
合	計	75,688	100.0%	66,541	100.0%

② 責任準備金

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,327,217	100.0%	1,474,307	100.0%
その他		—	—	—	—
合	計	1,327,217	100.0%	1,474,307	100.0%

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

当該事項はありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(単位:千円)

損害率上昇のシナリオ		発生率が1%上昇すると仮定します	
計算方法		正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加		令和5年度	令和6年度
		10,020	11,377

(4) 資産運用に関する指標等

① 資金運用の状況

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現金		3,660,511	67.5%	4,537,216	70.8%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		3,660,511	67.5%	4,537,216	70.8%
総資産		5,420,073	100.0%	6,411,420	100.0%

② 受取配当金収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

		令和5年度		令和6年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現金		31	0.00%	2,478	0.05%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
小計		31	0.00%	2,478	0.05%
その他		—	—	—	—
合	計	31	0.00%	2,478	0.05%

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

当該事項はありません。

④ 保有有価証券利回り

当該事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

当該事項はありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

		令和5年度			令和6年度		
		普通責任準備金	異常危険準備金	構成比	普通責任準備金	異常危険準備金	構成比
火災		1,198,259	128,957	100.0%	1,318,788	155,519	100.0%
その他		—	—	—	—	—	—
合	計	1,198,259	128,957	100.0%	1,318,788	155,519	100.0%

(注) 構成比は普通責任準備金と異常危険準備金の合算値の比率を表示しています。



Ⅳ.運営に関する事項

1.顧客本位の業務運営に関する方針と取組状況

当社は、2017年6月に「お客さまファースト宣言・方針」(以下「本方針」)を策定ののち、お客さま本位のより良い業務運営を実現するため、2021年6月に本方針の改定を行うなど、毎年見直し・改善を図りながらお客さまファーストに取り組んでいます。

当社は、本方針に基づく取組状況を毎年公表しており、今回は8回目を迎えることとなりますが、2024年度における主な取組状況は以下のとおりです。

2018年度分からは本方針の定着度合いを評価する指標(KPI)についても公表していますが、同指標はお客さまからの当社に対するご評価であると真摯に捉え、翌年度以降の取組内容等に活かしています。

第1部 お客さまファースト宣言・取組方針

お客さまファースト宣言

私たちは、お客さまに迅速かつ丁寧なサービスと誠意あるコミュニケーションで安心を提供し、お客さまのご満足を最大の喜びとして業務を遂行することを宣言します。

お客さまファーストの取組方針

方針1 お客さまにふさわしい商品・サービスの提供に取り組めます。

- (1)お客さまのご意向(ニーズ)と時代の変化に対応したお客さまにふさわしい商品・サービスを提供できるよう、商品ラインアップを整備します。
- (2)お客さま本位の良質なサービスが提供できるよう、代理店が行う保険募集業務の品質向上に取り組めます。

方針2 お客さまへの分かりやすい情報提供に努め、また双方向のコミュニケーションに取り組めます。

- (1)商品・サービスの重要な情報をお客さまが理解できるよう分かりやすく提供します。
- (2)寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け、迅速かつ適切に対応します。また、お客さまの声を品質の向上に向けた諸施策に活かします。

方針3 お客さまの状況や立場に寄り添った保険金の支払いに取り組めます。

- (1)保険金のご請求・お支払いに際し、丁寧かつわかりやすく説明します。
- (2)保険金を適切かつ迅速にお支払いします。

方針4 お客さまファーストを経営の重要課題と位置づけ、企業文化としての定着に取り組めます。

- (1)すべての人(お客さま、取引先、社員、地域社会)へ、思いやりの心で接し、永きにわたるかけがえのない関係を築くことに高い価値観を持ち、経営が牽引し、また当社の業務パートナーである大東建託パートナーズ株式会社と密接に連携し、その実現に取り組めます。【共に歩む心】
- (2)つねに新たなことに挑戦する精神を持ち、多様化するお客さまのニーズと時代の変化に柔軟に対応する社員の育成・研鑽に努めます。【Change&Challenge】
- (3)本取組方針を社員に周知するとともに、その実現に向け全員で取り組めます。



HOUSE GUARD SSI

方針5 お客様の利益を不当に害することのないよう適切な業務運営に取り組みます。

- (1) お客様の利益を不当に害することのないよう、お客様のご意向に沿った商品・サービスの提供を行います。
- (2) 「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引」の類型を明確にし、類型に該当するおそれのある事案が発生した場合、適切な対応措置を講じる運営とします。

第2部 お客様ファーストの取組方針に基づく2024年度取組状況

当社は、本方針に基づく取組状況を毎年ホームページ上に公表しております。

以下のURLよりご参照ください。

<https://www.hg-ssi.com/about/images/pdf/Current%20Status%20of%20customers%20first%202024.pdf>



2. リスク管理態勢

当社では次のとおりリスク管理方針を定めています。

当社は、業務上のリスクについて、状況を正しくとらえ、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、リスクにかかわるモニタリング・重要事項の協議・調整等を行う、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスクの総合的管理を実施します。また、当社はこれらのリスクが顕在化しお客さまや代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、重要な事項については取締役会に報告するとともに、一刻も早く正常な業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築します。

1. 保険引受リスク（経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスク）を管理すべく将来にわたって安定的で健全な保険引受・保険金支払を行うために、適切な再保険者との再保険取引によりリスクの分散を図ります。

また、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図ります。

これらをコンプライアンス・リスク管理委員会で検証し取締役会に適宜報告します。

2. 事務リスク（役職員および少額短期保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク）を管理すべくあらゆる業務において事務処理上のミスや事故・不正等が発生する可能性があることを認識し、これらの発生を防ぐ態勢を整えます。

また、事務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に事務を遂行できる態勢を整えます。

3. システムリスク（システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスク）を管理すべく機密性（アクセスを許されていない者から守ること）、完全性（正しい状態で保持すること）、可用性（いつでも利用できよう保持すること）を確保する態勢を整えます。

また当社の業務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に業務を遂行できる態勢を整えます。

4. 流動性リスク（多額の保険金の支払い等で資金繰りが悪化し、または資金の確保に通常よりも著しく高いコストでの調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクおよびSM比率の著しい低下）を管理すべく、平時から資金繰りの悪化の発生を予見する態勢を構築すると共に、有事の際においても速やかに資金調達できる態勢を整えます。



当社は次のとおり再保険のスキームを定めています。

自己資本や利益の状況および保険の特性、契約量、損害率等を踏まえ、適切な出再スキーム（出再方式、出再割合）を定め、三井住友海上火災保険株式会社およびトア再保険株式会社と再保険契約を締結しています。これにより保険契約責任の一部を移転し、特に台風等による大規模な自然災害の際にも、当社が自ら負担する支払責任額を抑制することで、経営の健全性の維持を図っております。

3. 法令遵守の体制

当社は、コンプライアンスを会社経営上の最重要課題のひとつと位置付け、次のとおりコンプライアンス方針を定めています。

コンプライアンス方針

当社は、コンプライアンスを会社経営上の最重要課題のひとつと位置付け、当社のすべての役職員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

- 1.コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- 2.コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を定め、必要な権限を付与するとともに、コンプライアンス実施状況のモニタリングと重要事項の協議・調整を行うコンプライアンス・リスク管理委員会を設置します。
- 3.当社の役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。



4. 反社会的勢力対応

当社は次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定めています。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を社会から排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、企業の社会的責任（CSR）・コンプライアンスの観点から、反社会的勢力を排除するための基本方針を以下のとおり定めます。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針

当社は次のとおりマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針を定めています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針

当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」）対策を経営上の重要課題の一つと位置づけ、以下のとおり基本方針を制定し、本基本方針に基づいた態勢の整備・維持・改善に努めてまいります。

1. 提供する商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するため、態勢の整備と維持に努めます。
2. 経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略面における重要な課題と位置づけ、この問題に主体的かつ積極的に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを検証し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定するとともに、特定されたリスクの当社への影響度の評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。
4. 関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入可否の判定や適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。
5. 疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、関係監督機関への届出を行います。
6. マネロン・テロ資金供与対策に関する書類・記録等を関係法令等に基づき適切なデータ管理・保存に努めます。
7. マネロン・テロ資金供与対策のための態勢について、定期的に実効性の検証及び内部監査を行い、継続的な態勢の改善に努めます。
8. マネロン・テロ資金供与対策に関わる部署の全役職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有するよう、研修等を通じて知識・理解を深めることに努めます。



HOUSE GUARD SSI

6. お客様の声対応方針

保険契約に係わる契約者、被保険者、加入者、第三者賠償にかかる被害者、代理店、保険契約以外の取引にかかる取引先、見込み客等、当社のあらゆる活動に関わる個人・法人をお客さまとし、そのお客さまから寄せられたすべての声（問合せ、相談、要望、苦情、紛争、お褒め、感謝等）のうち、「お客さまからの不満足の原因」を苦情としています。

当社および代理店等が受け付けた苦情として報告されるもののみならず、事後的に当社カスタマーセンターとお客さまとのやりとりも検証し、すべての苦情に対しその原因、再発防止策の策定を行い、社内でも共有することにより同様の苦情の防止に努めています。また、苦情の分析結果は、経営会議、取締役会に定期的に報告しています。

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うこともご案内しています。該当する苦情については、真摯に対応を行っています。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

 **0120-82-1144**  **03-3297-0755**

【受付時間】月～金 9:00～12:00 13:00～17:00（祝日・年末年始休業期間を除く）



7. 個人情報の取扱い

当社は、事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客さまの権利利益の保護を目的として、次のとおり個人情報の取扱いに関する方針を定めています。

個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

当社は、事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客さまの権利利益の保護を目的として、次に個人情報保護方針を定めて公表し、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます)」、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、その他のガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得・利用します。当社では、おもに申込書、契約書・保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報(下記8の個人番号および特定個人情報を除きます。)を取得します。また、各種お問合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(下記8の個人番号および特定個人情報を除きます。)を、次の目的および下記6.に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、次のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1) 保険契約の審査、引受、履行(保険事故の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)

維持・管理、当社の他の商品・付帯サービスの案内・提供、提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供

<当社が案内、提供する商品・サービス>

① 少額短期保険

② 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供

③ その他上記商品・サービスに付帯関連するサービス

(2) 当社が有する債権の回収

(3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究

(5) 他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行

(6) その他、お客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。



3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1) 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(下記8.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を提供しません。

①法令に基づく場合

②利用目的の達成および当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合

③個人情報保護法第27条第2項に基づく手続(いわゆるオプトアウト)を行って第三者に提供する場合

④グループ各社、少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合(下記6.をご覧ください)

※グループ各社については、下記6.(1)をご覧ください。

(2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(下記4.の個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

4. 個人関連情報の取扱い

(1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意が得られていることを確認したうえで、当該情報を提供します。

(2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

(3) 当社は、法令で定める場合を除き、当社が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することにつき同意を得るものとします。

5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データ(下記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

(1) 保険の募集、損害調査に関わる業務

(2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

(3) システムの開発・保守・運用に関わる業務

6. 個人データの共同利用

(1) グループ会社との共同利用

当社およびグループ会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データ(下記8.の個人番号および特定個人情報を除きます。)を共同利用することがあります。

① 個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、保険申込書等に記載された契約内容、保険契約の維持・管理に関する内容、保険事故に関する内容、入居申込書に記載された内容および建物賃貸借契約に関する情報など、お客さまとのお取引に関する情報



②共同利用者の範囲

当社と共同利用するグループ会社の範囲ならびにその各社所在地は次のとおりです。
(なお、個別に記載がない場合には、各社ホームページをご覧ください。)

・大東建託株式会社	https://www.kentaku.co.jp/corporate/outline/
・大東建託リーシング株式会社	https://www.kentaku.co.jp/corporate/outline/executive.html
・大東建託パートナーズ株式会社	https://www.kentaku-leasing.co.jp/company/
・大東ファイナンス株式会社	https://www.kentaku-partners.com/corporate/outline
・ハウスコム株式会社	https://www.daitofinance.com/company/index.html
・ハウスコム東東京株式会社	https://www.housecom.co.jp/company/outline.html
・ハウスコム西東京株式会社	所在地:東京都新宿区新宿三丁目36番2号
・ハウスコム東神奈川株式会社	所在地:東京都立川市曙町二丁目13番1号
・ハウスコム西神奈川株式会社	所在地:神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番2号
・ハウスコム埼玉株式会社	所在地:神奈川県藤沢市湘南台一丁目2番地5
・ハウスコム千葉株式会社	所在地:埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地4
・ハウスコム千葉株式会社	所在地:千葉県千葉市中央区富士見一丁目2番11号
・ハウスコム関東株式会社	所在地:栃木県宇都宮市駅前通り一丁目5番9号
・ハウスコム静岡株式会社	所在地:静岡県静岡市駿河区南町10番5号
・ハウスコム東海株式会社	所在地:愛知県名古屋市中区花の木三丁目15番11号
・琉球ハウスコム株式会社	所在地:沖縄県那覇市安謝二丁目3番3号
・大阪ハウスコム株式会社	所在地:大阪府大阪市淀川区西中島 5-14-10 新大阪トヨビル1階
・ハウスコムコミュニケーションズ株式会社	所在地:東京都港区港南二丁目16番1号
・ハウスコムテクノロジーズ株式会社	https://technologies.housecom.jp/#companyProfile
・エスケイビル建材株式会社	https://skbm.housecom.jp/company/
・株式会社シーアールエス	所在地:京都府京都市下京区四条通新町東入月鉦町52 イスイ四条ビル8F
・大東スチール株式会社	https://daito-steel.com/company/about/#outline
・大東バイオエナジー株式会社	https://daito-bio.com/company/
・株式会社シマ	https://www.shima-ken.co.jp/company/
・ハウスリーヴ株式会社	https://www.house-leave.com/company/
・ケアパートナー株式会社	https://www.care-partner.com/corporate/#a03
・株式会社ガスパル	https://www.gas-pal.com/company/
・株式会社ガスパル東北	https://www.gas-pal.com/tohoku/
・株式会社ガスパル近畿	https://www.gas-pal.com/kinki/
・株式会社ガスパル中国	https://www.gas-pal.com/chugoku/
・株式会社ガスパル四国	https://www.gas-pal.com/shikoku/
・株式会社ガスパル九州	https://www.gas-pal.com/kyushu/
・大東ガスパートナー株式会社	https://www.gas-pal.com/daito_gas/
・株式会社インヴァランス	https://www.invalance.jp/company/
・株式会社アスコット	https://ascotcorp.co.jp/corporate/profile/
・大東建設株式会社	https://www.daito-j.com/concept#concept_02
・大東コーポレートサービス株式会社	https://www.daito-copo.com/company/about/
・大東みらい信託株式会社	https://www.daitomirai.com/company/outline.html
・ハウスペイメント株式会社	https://www.housepayment.co.jp/company/overview/
・株式会社キマールム	https://www.kimaroom.co.jp/company
・ハビネス訪問看護ステーション	https://kizunacare.jp/about/
・大東建託アセットソリューション株式会社	https://www.kentaku-as.com/company/
・DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	所在地:77 Robinson Road #13-00 Robinson 77 Singapore 068896
・DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD	所在地:Unit 30-01, Level 30, Tower A, Vertical Business Suite, Avenue 3, Bangsar South, No.8 Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur
・DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)II SDN.BHD	所在地:Level 7, Menara Milenium, Jalan Damanlela, Pusat Bandar Damansara, Damansara Heights, 50490 Kuala Lumpur
・D.T.C REINSURANCE LIMITED	所在地:Victoria Place 5th Floor, 31 Victoria Street, Hamilton, HM 10, Bermuda
・Daito Kentaku USA	所在地:1209 Orange Street, Wilmington, New Castle, Delaware 19801
・DAITO CANADA TRADING INC.	所在地:Suite #440 1040 West Georgia Street, Vancouver BC V6E4H1
・DK Realty Management America, Inc.	所在地:8 The Green, Suite R, City of Dover, DE
・良部屋商务咨询(上海)有限公司(中国)	所在地:中国上海市黄浦区淮海中路283号香港广场南楼

③管理責任者

当該個人データを原取得した各会社とします(各社の名称、所在地は、上記②に記載のとおりです。)



(2) 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者とともに保険金等のお支払または、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ

<http://www.shougakutanki.jp/general/index.html> をご覧ください。

(3) 少短協会e-ラーニング

当社は、募集人のコンプライアンス教育を目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する「少短協会e-ラーニング」を利用しています。少短協会e-ラーニングにかかる個人情報の取扱いについては、少短協会e-ラーニングプライバシーポリシー

<https://www.shougakutanki.jp/general/e-learning/policy.pdf> をご覧ください。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等の取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6の共同利用も行いません。

9. 開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいた上で、対応いたします。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等に関するご請求については、下記13.のお問い合わせ窓口までご連絡ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の方法により手続きを行い、後日、ご本人の意向を確認したうえで書面、CD-ROM等の外部記憶媒体の郵送または電子メールの送信等の方法で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。



10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置の主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人情報保護方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「苦情・相談の窓口」等について本「個人情報保護に関する方針」(プライバシーポリシー)で公表し、必要に応じて見直しています。

(2) 個人データの取扱いに係る規程類の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその役割等について「情報管理規程」等の各種社内規定で定めています。

(3) 組織的安全管理措置

- ・個人データの管理責任者等の設置
- ・就業規則等における安全管理措置の整備
- ・個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・漏えい事案等に対応する体制の整備

(4) 人的安全管理措置

- ・従業者との個人データの非開示契約等の締結
- ・従業者の役割・責任等の明確化
- ・従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

(5) 物理的安全管理措置

- ・個人データの取扱区域等の管理
- ・機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

(6) 技術的安全管理措置

- ・個人データの利用者の識別および認証
- ・個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- ・個人データへのアクセス権限の管理
- ・個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・個人データへのアクセスの記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- ・個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

(7) 委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、「外部委託管理規程」を整備し、定期的に見直しています。

(8) 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

安全管理措置に関する質問については、下記13.のお問い合わせ窓口までご連絡ください。



11. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しないこと

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

12. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13. Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie(クッキー)とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookieまたはそれに類する技術を利用して、お客さまの情報を保存・利用しています。

14. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からの電子メール、ダイレクトメール等による新商品・新サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。以後の取扱いを中止させていただきます。なお、ご契約に関する情報の取扱いは中止できません。また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことがありますのでご了承ください。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

少額短期保険ハウスガード株式会社

代表取締役 白井 孝和

〒108-0075 東京都港区港南2-16-1

少額短期保険ハウスガード株式会社 カスタマーセンター

 **0120-365-289**  無料

受付時間／9:00～17:00(年末年始を除く)

V.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 計算書類等

(1) 令和6年度(令和7年3月31日現在)貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和5年度末 (令和6年3月31日現在)	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	3,660,511	4,537,216
預貯金	3,660,511	4,537,216
有形固定資産	23,347	21,441
建物	22,293	20,693
工具器具備品	1,053	747
無形固定資産	101,025	114,831
ソフトウェア	100,845	114,698
商標権	180	133
代理店貸	403	220
再保険貸	693,145	738,251
その他資産	670,022	703,486
未収金	406,544	446,070
未収保険料	185,593	174,762
前払費用	72,191	78,713
仮払金	639	-
その他の資産	5,053	3,939
繰延税金資産	217,616	234,971
供託金	54,000	61,000
資産の部 合計	5,420,073	6,411,420

(単位:千円)

科目	令和5年度末 (令和6年3月31日現在)	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	1,402,905	1,540,848
支払準備金	75,688	66,541
責任準備金	1,327,217	1,474,307
代理店借	149,161	171,748
再保険借	798,550	865,959
その他負債	402,798	446,975
未払法人税等	148,396	171,842
未払費用	70,552	74,593
前受収益	45,826	44,155
預り金	136,867	154,715
仮受金	1,156	1,668
負債の部 合計	2,753,416	3,025,533
(純資産の部)		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金	250,000	250,000
資本準備金	250,000	250,000
利益剰余金	2,166,657	2,885,886
繰越利益剰余金	2,166,657	2,885,886
株主資本合計	2,666,657	3,385,886
純資産の部 合計	2,666,657	3,385,886
負債及び純資産の部 合計	5,420,073	6,411,420



(注) 1. 保険料、責任準備金および支払備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

3. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)にもとづく定額法によっています。

4. 有形固定資産の減価償却累計額は3,157千円であります。

5. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については預貯金又は、国債に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については下記のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	4,537,216	4,537,216	—
(2) 再保険貸	738,251	738,251	—
(3) 未収金	446,070	446,070	—
(4) 未収保険料	174,762	174,762	—
(5) 供託金	61,000	61,000	—
(6) 代理店借	171,748	171,748	—
(7) 再保険借	865,959	865,959	—
(8) 未払費用	74,593	74,593	—
(9) 前受収益	44,155	44,155	—
(10) 預り金	154,715	154,715	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりですが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権 …………… 44,293千円

金銭債務 …………… 3,281千円

8. 当期末における責任準備金の内訳は次の通りであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	2,114,052千円
同上にかかる出再責任準備金	795,263千円
差引(イ)	1,318,788千円
異常危険準備金(ロ)	155,519千円
計(イ+ロ)	1,474,307千円

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の総額は、234,971千円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金超過額(初年度収支残) 222,217千円、IBNR備金6,194千円、異常危険準備金5,583千円であります。

10. 1株あたりの純資産額は67,717円73銭であります。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



(2) 損益計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度 令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで	令和6年度 令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで
経常収益	6,256,300	6,784,102
保険料等収入	6,256,217	6,772,316
保険料	3,856,013	4,203,253
再保険収入	2,400,203	2,569,063
回収再保険金	231,741	208,353
再保険手数料	1,882,360	2,062,051
再保険返戻金	286,101	298,658
責任準備金等戻入額	-	9,146
支払備金戻入額	-	9,146
資産運用収益	31	2,478
利息及び配当金等収入	31	2,478
その他経常収益	51	160
経常費用	5,414,715	5,788,611
保険金等支払金	3,438,912	3,666,711
保険金等	331,059	297,647
解約返戻金等	408,626	426,766
再保険料	2,699,226	2,942,296
責任準備金等繰入額	184,310	147,090
支払備金繰入額	11,083	-
責任準備金繰入額	173,226	147,090
事業費	1,791,137	1,974,694
営業費及び一般管理費	1,744,766	1,927,812
税金	6,867	5,874
減価償却費	39,503	41,007
その他経常費用	355	115
経常利益	841,585	995,490
特別損失	21,376	-
固定資産処分損	9,166	-
その他特別損失	12,210	-
税引前当期純利益	820,208	995,490
法人税及び住民税	261,776	293,615
法人税等調整額	△ 21,869	△ 17,354
当期純利益	580,301	719,229

(注) 1. 関係会社との取引による費用総額は31,386千円であります。

2. (1) 正味収入保険料は1,132,848千円であります。

(2) 正味支払保険金は89,294千円であります。

(3) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次の通りであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△ 30,489千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 21,342千円
差引	△ 9,146千円
計	△ 9,146千円

(4) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次の通りであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	251,537千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	131,008千円
普通責任準備金繰入額	120,529千円
異常危険準備金繰入額	26,561千円
計	147,090千円



HOUSE GUARD SSI

(5) 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

預貯金 4,537,216千円

3.1株あたりの当期純利益は14,384円5銭であります。

4. 関係当事者との取引

(1) 親会社

(単位:千円)

属性	会社等の 名称	決議権等の 所有(被所有) 割合	関連 当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大東建託 株式会社	100%	業務委託	代理店の 紹介システム 利用等	2,213	未払費用	395
				役員報酬 および 出向負担金	29,173	未払費用	2,885

※出向負担金は出向元との確認書に基づき金額交渉のうえ決定しております。システム
利用料等は、当該役務の提供に必要な費用を総合的に勘案し、金額交渉の上決定し
ております。

(2) 兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の 名称	決議権等の 所有(被所有) 割合	関連 当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	大東コーポレート サービス 株式会社	—	業務委託	帳票印刷等	11,473	未払費用	511
	ハウスコム 株式会社	—	当社保険 代理店	保険代理店 手数料	232,799	代理店借	25,307
	ハウス ペイメント 株式会社	—	業務委託	保険料 決済代行	36,786	未払費用	-
	株式会社 インヴァ ランス	—	当社保険 代理店	保険代理店 手数料	3,545	代理店借	375
	大東建託 パートナーズ 株式会社	—	経営管理、 当社保険 代理店	役員報酬 および 出向負担金	137,811	未払費用	16,027
				事務所家賃	34,860	未払費用	-
				保険代理店 手数料	387,222	代理店借	44,494

※役員報酬・出向負担金は出向元との確認書に基づき金額交渉のうえ決定しております。
業務委託料・保険代理店手数料等の取引条件は市場実勢を勘案し、交渉のうえ決定し
ております。保険料決済代行の取引条件は市場実勢を勘案し、交渉のうえ決定して
おります。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度 令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで	令和6年度 令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	820,208	995,490
減価償却費	39,503	41,007
固定資産除却損	9,166	—
支払備金の増加額(△は減少)	11,083	△ 9,146
責任準備金の増加額(△は減少)	173,226	147,090
利息及び配当金収入	△ 24	△ 2,478
代理店貸の増加額(△は増加)	△ 73	182
再保険貸の増加額(△は増加)	△ 82,253	△ 45,105
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 71,975	△ 40,464
代理店借の増加額(△は減少)	15,900	22,587
再保険借の増加額(△は減少)	91,530	67,408
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	7,566	20,731
小 計	1,013,859	1,197,303
利息及び配当金の受取額	20	2,098
法人税等の支払額	△ 255,649	△ 269,790
営業活動によるキャッシュ・フロー	758,230	929,611
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 59,295	△ 52,907
有形・無形固定資産の売却による収入	723	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 58,572	△ 52,907
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	699,657	876,704
現金及び現金同等物期首残高	2,960,854	3,660,511
現金及び現金同等物期末残高	3,660,511	4,537,216

キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項

1. 現金及び同等物の範囲 (単位:千円)

貸借対照表の「預貯金」勘定	4,537,216
現金及び現金同等物	4,537,216

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	250,000	250,000	250,000	1,586,355	1,586,355	2,086,355	2,086,355
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	－	－	－	580,301	580,301	580,301	580,301
当期変動額合計	－	－	－	580,301	580,301	580,301	580,301
当 期 末 残 高	250,000	250,000	250,000	2,166,657	2,166,657	2,666,657	2,666,657

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	250,000	250,000	250,000	2,166,657	2,166,657	2,666,657	2,666,657
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	－	－	－	719,229	719,229	719,229	719,229
当期変動額合計	－	－	－	719,229	719,229	719,229	719,229
当 期 末 残 高	250,000	250,000	250,000	2,885,886	2,885,886	3,385,886	3,385,886

(注) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式 50,000株



2. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（SM比率）

（単位：千円、％）

	令和5年度	令和6年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	3,638,203	4,663,695
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	2,666,657	3,385,886
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	128,957	155,519
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	842,588	1,122,289
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩(a)）	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩(b)）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	275,288	305,001
保険リスク相当額	254,487	279,845
R1 一般保険リスク相当額	98,250	111,542
R4 巨大災害リスク相当額	156,237	168,303
R2 資産運用リスク相当額	55,517	66,330
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	36,605	45,372
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	11,980	13,576
再保険回収リスク相当額	6,931	7,382
R3 経営管理リスク相当額	6,200	6,923
(3) ソルベンシー・マージン比率 $(1) / \{(1/2) \times (2)\} \times 100$	2,643.1	3,058.1

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

当該事項はありません。

(2) 金銭信託

当該事項はありません。

4. 計算書類の会計監査人の監査

当該事項はありません。

少額短期保険ハウスガードの現状

令和7年7月発行

少額短期保険ハウスガード株式会社
〒108-0075 東京都港区港南2丁目16番1号
TEL 03-6718-9240
<https://www.hg-ssi.com>